

国の行政機関における公用車へのドライブレコーダーの装着促進について — 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた国の行政機関への参考連絡 —



全国的に大きな社会問題となっている「あおり運転」などの交通トラブルや、死亡につながる交通事故が依然として発生している。国の行政機関においても、保有する公用車にドライブレコーダー（ドラレコ）を積極的に装着していくべきだ、との趣旨の行政相談委員意見が寄せられました。

確かに、最近「あおり運転」や「高齢者運転」に関連する事故の報道をよく目にしますよね。ドラレコで撮影していると、事故があったときに事故の事実関係の検証に役立つし、運転する人、一人一人の安全運転の意識付けにもなりますね。
四国内の国の行政機関のドラレコ装着状況ってどうなっているんだろう～？



そこで、四国4県に所在する国の行政機関が保有する公用車について、ドラレコの装着状況等を調査しました！ 国の行政機関の装着状況を調査したのは今回が初めてです。

- ・ドラレコの装着率は全体で38.6%（1,225台中473台） ※調査時点（令和元年8月1日）
- ・四国内の国の行政機関におけるドラレコ装着率を各府省ごとに集計した結果は、以下のとおり。

装着率 100%	=	経済産業省、環境省
装着率 80%以上	=	総務省、法務省
装着率 50%以上	=	内閣府、国土交通省
装着率 38.6%未満	=	財務省、厚生労働省、農林水産省、防衛省
- ・未装着の主な理由は、「予算上の理由によるため」、「業務上、公道を走る機会が少ないため」等を挙げているが、今後順次、装着に向けて検討していくとする回答もみられた。
- ・ドラレコ活用事例として、ヒヤリハット、事故発生時に記録されたドラレコ映像を用いて研修等を行い、再発防止に努めている機関もあった。

公用車のドラレコ装着については、法令の義務付けがないことから、その装着の是非等について、民間有識者の意見を取り入れるため、当局の調査結果を行政苦情救済推進会議において討議し、その結果、以下の意見がありました。

- ・公用車に係る事故が起きた際には、その補償が国費によって行われることを考慮すると、事故の未然防止の観点はもちろんのこと、万が一事故が起きてしまった際の客観的な事実検証の手段として、ドラレコ装着は有用である。
- ・国はこれまで、事業用自動車や自家用自動車へのドラレコの普及に係る取組を行ってきたことを勘案すると、公用車についても、率先して装着に取り組むべきではないか。
- ・しかしながら、各行政機関が行っている業務は異なるので、ドラレコ装着については、各行政機関の業務の性質等を勘案し、検討することが望ましい。



推進会議付議



各行政機関への働きかけ

推進会議での意見を踏まえ、当局では、国の行政機関において、保有する公用車へのドラレコ装着に向けて、必要な検討が行われるよう

- ・当局の調査結果
- ・推進会議の意見

について、四国に所在する国行政機関に対し、参考連絡しました。

(※) 行政相談委員意見について

- ・行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間ボランティアで、全国各市区町村に1人以上が配置されています。（香川県内では55人、四国全体では260人）
- ・全国の市・区役所や町村役場などで定期的に相談所を開設するなどし、皆さまからの行政に関する苦情や相談を広くお聞きし、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。
- ・行政相談委員は、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができます。



【本件の連絡先】

総務省四国行政評価支局
首席行政相談官室 小椋 和雄

電話：087-826-0675 FAX：087-826-0677
〒760-0019 高松市サンポート3番33号
高松サンポート 合同庁舎南館6階

四国地域行政苦情救済推進会議とは

目的

- ・行政相談事案の処理に当たっては、公正性、中立性等の確保を図り、国民の視点に立った苦情解決を図ることが必要です。
- ・そこで、民間有識者の意見を聴取することにより、その的確かつ効果的な処理を推進するため設置されました。

構成員

座長	三野 靖	香川大学法学部教授 法学部長
委員	浅川 克巳	四国経済連合会常務理事
委員	兼間 道子	日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長
委員	木下 亨	株式会社四国新聞社編集局多メディア担当部長兼論説委員
委員	久保 正範	香川行政相談委員協議会会长
委員	橋田 行子	高松市消費者団体連絡協議会会长

(令和2年2月19日時点、座長以外50音順)

総務省四国行政評価支局について

四国行政評価支局は、総務省の地方支分部局として、「行政評価局調査」、「行政相談」などの業務に取り組んでいます。

また、政策評価制度や情報公開制度・個人情報保護制度等の仕組みや開示請求手続等に関する御相談・お問合せに対して、案内や情報提供も行っています。

詳しくは、こちらを御覧ください。

▶ <https://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku.html> (当局HP)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000623388.pdf 「四国行政評価支局業務案内パンフレット」

●○お知らせ○● twitter を開設しました！



四国管内の行政相談イベントの開催情報等を行政相談マスコットのキクーンがつぶやきます。ぜひフォローしてくださいね。

- ◆ きくみみ 香川 → @kikumimi_kagawa
- ◆ きくみみ 徳島 → @kikumimi_tokusi
- ◆ きくみみ 愛媛 → @kikumimi_ehime
- ◆ きくみみ 高知 → @kikumimi_kochi

